

業務指示書

スリランカ国廃棄物管理分野に関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年6月17日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年6月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／廃棄物管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 最終処分場計画】

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月26日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(LKR1 = 0.947 円 , US\$1 = 123.96 円 , EUR1 = 135.33 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/廃棄物管理計画
最終処分場計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.58 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年7月13日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
スリランカ国廃棄物管理分野に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/廃棄物管理計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 最終処分場計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

スリランカでは、経済活動の活発化や生活の多様化等により廃棄物の排出量が増加しており、主要都市における既存最終処分場の多くは、今後数年程度で限界容量を超過する見通しである。また、最終処分場から生じる汚染浸出水の流出及びその地下浸透に伴う土壌、水源の汚染等により、最終処分場周辺に居住している住民の衛生環境の悪化が懸念されており、新たな最終処分場建設及び既存最終処分場の施設更新が必要とされている。

このような廃棄物管理分野の課題を解決するために、スリランカでは「国家開発10ヶ年計画」(2006年-2016年)に基づき、廃棄物管理体制を強化し、持続可能な廃棄物管理を目指した取り組みを実施している。具体的にはスリランカ政府は、2006年に「全国廃棄物管理支援センター(National Solid Waste Management Support Center: NSWMSC)」を設置し、2007年に「廃棄物管理国家政策」を制定した。また、2008年には自治体を実施する廃棄物管理事業へ総額約57億ルピー(約51億円)の資金供与を行うピリサルプログラム(Pilisaru Program)を開始した。

JICAはこれら廃棄物管理の改善に向けた取り組みを支援するために、2002年から2003年にかけて開発調査「地方都市環境衛生改善計画調査」を実施し、中央政府による地方自治体支援の仕組みを構築することを提言した。同調査による提言を受け、2007年から2011年にかけて技術協力プロジェクト「全国廃棄物管理支援センター能力向上プロジェクト」を実施し、地方自治体が行う廃棄物管理アクションプランの作成及び実施を支援するためのNSWMSCの能力が強化された。また、2011年からは最終処分場の改善に係る技術的方策の提示及び現地で適用可能な低コスト・低メンテナンス・低環境負荷の修復技術の開発を目的とした科学技術協力(SATREPS)「廃棄物処分場における地域特性を活かした汚染防止と修復技術の構築」を実施している。このSATREPSプロジェクトの取り組みにより得られた成果に基づき、最終処分場の建設及び地方自治体に対する最終処分場の運営管理指導を担う中央環境局(Central Environmental Authority, CEA)と、廃棄物管理アクションプランに基づき地方自治体に対する技術指導を担うNSWMSCの協力を得て、ペラデニア大学と埼玉大学で主に構成される研究者のグループが、2016年3月の公開を目指してスリランカ国内で適用できる廃棄物処分場の計画・管理・汚染防止ガイドの作成を進めている。

上記のスリランカ政府による取り組みやJICAプロジェクトによる協力の結果、各自治体の廃棄物管理状況は改善されつつあるが、環境に配慮した最終処分場の整備や既存最終処分場の改善、並びに最終処分場に持ち込まれる廃棄物の減量化を目的とした分別収集及び再資源化等に関する取り組みや中間処理施設の導入は進んでおらず、依然として各自治体は廃棄物管理に関する課題を抱えている。

このような背景を踏まえ、CEAはJICAに対して、最終処分場の適切な管理及び新設、並びに中間処理の導入を推進するための協力を要望した。これを受けて、NSWMSCが行う地方自治体を対象とした技術指導の状況やSATREPSプロジェクトで作成している廃棄物処分場の計画・管理・汚染防止ガイドの活用の見通し等を含めた最新の廃棄物管理分野の状況を確認し、これまで実施してきた技術協力の成果を普及展開するための課題を見出した上で、今後の支援の可能性を検討することを目的とした情報収集・確認調査を実施するものである。

2. 業務の目的

本業務は、これまで実施してきた技術協力の成果を普及展開するための課題を見出すために、スリランカ主要都市の廃棄物管理に関する現状、組織運営・維持管理体制、財務等廃棄物管理システム（発生、収集・運搬、中間処理・リサイクル、最終処分）の現状等に関して情報収集を行う。そして、その結果に基づき、優先課題の特定及び支援ニーズの確認を行い、特定された課題に対して、今後の支援の可能性及び支援策の検討を行う。

3. 業務対象地域

スリランカ主要都市（30 都市）

4. 関係省庁・機関

- ・ マハヴェリ開発・環境省（Ministry of Mahaweli Development & Environment : MDE）
- ・ 中央環境局（Central Environmental Authority : CEA）
- ・ 仏法・行政・州議会・地方自治・民主的統治省（Ministry of Buddha Sasana, Public Administration, Provincial Councils, Local Government, Democratic Governance : MoBPPLGD）
- ・ 全国廃棄物管理支援センター（National Solid Waste Management Support Center : NSWMSC）
- ・ 主要都市の自治体（Local Authority）

なお、本業務における主な協議先は CEA、NSWMSC、そして主要都市の自治体を想定している。MDE 及び MoBPPLGD はそれぞれ CEA、NSWMSC の所管官庁である。

5. 業務の範囲

本業務において、コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、調査の進捗に応じて、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

（1）本業務の基本方針について

本業務の対象となる地方自治体については、スリランカ政府が支援を要望している 25 都市（「第3 業務実施上の条件、4. 参考資料、〈配布資料〉」に示したプロジェクト提案書を参照のこと）に記載のある都市を含め、人口、廃棄物排出量、地勢的要衝、中核都市機能の有無等を勘案し、30 都市を選抜する。そして、これら 30 都市について、既存資料から得られる情報及び中央官庁へのヒアリングにより、廃棄物管理における現状（組織運営・維持管理体制、財務等）のレビューを行う。そして、レビューの結果を踏まえ、スリランカ側との協議を通じて、現地調査を実施する対象都市（以下、「優先都市」と記す）を合計 10 都市程度に絞り込む。続いて、優先都市において、現地調査による追加情報収集を行い、既存資料に基づくレビュー結果及び現地調査の結果を分析し、廃棄物管理システム（発生、収集・運搬、中間処理・リサイクル、最終処分）における優先課題の特定を行う。優先課題の特

定の結果を踏まえ、廃棄物分野における今後の資金協力及び技術協力の可能性及び支援策を検討し、結果をまとめることとする。

(2) 優先都市の選定について

既存資料を用いたレビュー調査の対象とした30都市から優先都市を合計10都市程度に絞り込む際には、現時点で以下に述べる条件を多く満たす都市を選定する方針であるが、スリランカ側関係機関との協議を行い、適宜選定条件の変更を行うことは可能である。また、各選定条件の重み付けについて、既存資料を用いた現状のレビュー結果を踏まえた案をスリランカ側関係機関に提示した上で協議を行い、現地調査を実施する対象都市の選定基準及び対象都市の選定結果について合意すること。なお、以下の選定条件の変更提案や選定基準案、優先都市の選定結果案については、事前にJICA地球環境部、南アジア部及びスリランカ事務所（以下、「JICA関係部署」と記す）の了解を得てスリランカ側関係機関に提示すること。

- ・廃棄物管理分野の課題が優先課題として位置づけられており、具体的な課題や支援ニーズが確認されていること。
- ・廃棄物管理分野に関する一定の予算が確保されていること。
- ・廃棄物の収集運搬、処分場や機材の管理等の業務を一つの部署で所管していること。
- ・廃棄物管理担当のエンジニアが配置されていること。

(3) スリランカ廃棄物管理分野の支援ニーズについて

スリランカ政府から提出されたプロジェクト提案書（配布資料を参照のこと）によると、現在スリランカ政府側で認識している廃棄物管理分野の優先的な支援ニーズは、地方自治体における最終処分場の新設または衛生的な処分場への改善であると考えられる。この支援ニーズを踏まえ、現時点では、本調査にて最終処分場の新設または改善に関する課題の抽出及び支援の可能性を優先的に検討することを想定している。支援の可能性を検討する際には、SATREPSプロジェクト「廃棄物処分場における地域特性を活かした汚染防止と修復技術の構築」で作成されているスリランカ国内で適応できる廃棄物処分場の計画・管理・汚染防止ガイドの具体的な活用策をスリランカ側関係機関と協議し、その結果を本調査結果に反映させること。なお、ガイドの第一案については、契約交渉時にJICAから本業務従事者に提示する予定である。

また、最終処分場に搬入される廃棄物の減量化を目的とした中間処理の新規導入または改善、特に大規模コンポストプラントや焼却施設の新設については、現地調査の結果を踏まえ、費用対効果や運営維持管理に関する予算・人員体制の確保等の面からその妥当性について慎重に検討し、導入の是非や導入可能な場合はその条件について提示すること。

(4) 「全国廃棄物管理支援センター能力向上プロジェクト」で得られた成果及び教訓の活用

スリランカの地方自治体においては、廃棄物管理が喫緊の課題の一つとして掲げられているにも関わらず、地方自治体の予算、技術要員の配置が十分でない。このような状況を踏まえて、「全国廃棄物管理支援センター能力向上プロジェクト」では、地方自治体の廃棄物管理に関する技術的な支援を行うことを目的としてNSMWSCの設立を支援した。このプロジェクトの成果及び教訓を活用しつつ、NSMWSCを通じた地方自

自治体における廃棄物管理分野の支援の可能性を検討すること。また、NSMWSC は数多くの自治体の廃棄物管理に係る情報を有しているところ、本調査初期において NSMWSC から必要な情報を入手してレビューを行うこと。

(5) 現地の関係機関への十分な説明と情報共有

本業務は、上記の「4. 関係省庁・機関」に記載されている組織を協力機関として実施するが、これら協力機関のみならず、廃棄物管理分野の支援を実施している援助機関の現地事務所等も含めた現地関係機関との間で、調査内容に関する情報交換を十分に行い、その結果を踏まえて今後の支援の可能性及び支援策の検討作業を進めること。

また、今後の支援の可能性及び支援策の検討においては、JICA 関係部署とも十分な意見交換・調整を行うこと。

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(1) 第1次国内調査

ア) 廃棄物管理分野の現状確認調査

以下の情報について、既存の資料を収集・整理・分析し、課題を抽出すると共に、現地調査の内容及びスケジュールを検討する。既存の資料が得られない場合、第1次現地調査にてスリランカ側関係機関に対してヒアリングを実施する。また、現地で聴取する事項及び収集する必要がある資料・データの項目を、JICA 関係部署に示し、意見を求める。なお、項目(g)、(h)に記載している「調査候補都市」とは、既存資料を用いたレビュー調査の対象となる30の調査候補都市のことを指す。「6. 実施方針及び留意事項、(1) 本調査の基本方針について」に記載されている考え方にに基づき、30都市を選抜し、JICA 関係部署の了解を得た上で、既存資料を用いたレビュー調査を行うこと。

- (a) 過去に実施した「地方都市環境衛生改善計画調査」、「全国廃棄物管理支援センター能力向上プロジェクト」及び実施中の「スリランカ廃棄物処分場における地域特性を活かした汚染防止と修復技術の構築」に関する成果の普及状況、普及を阻害する要因及び教訓の確認、対象都市の廃棄物管理に関する取り組み状況、廃棄物問題の報道状況、自治体職員への研修実施状況
- (b) 政策・法制度（法体系、基本法、個別法、環境基準・大気汚染防止法・公害防止法、法の執行状況、土地収用に係る法制度、政策決定者の問題認識・業務目標）
- (c) 廃棄物管理、公害対策分野の計画
- (d) 組織（中央政府関係機関の役割、監督・規制体制、職員構成、業務所掌、中央政府と地方自治体の役割分担）
- (e) 財政（投資事業、廃棄物管理事業、料金、自主財源、中央政府から地方自治体への補助金等）、ポリサルプログラムの実施状況
- (f) 環境汚染状況（汚染源の種類・対策、住民対話・苦情処理、人の健康被害に

- 関する物質の発生状況、生活環境保全に関する化合物)
- (g) 調査候補都市の人口、面積・地区、所得、主要産業及びその所在、電気、水系名・河川・湖沼名、流域状況、民族、観光
 - (h) 調査候補都市の廃棄物収集運搬に関する一般概況（主要な産業廃棄物、廃棄物収集運搬・中間処理・リサイクル・処分、最終処分場候補地の有無、収集車の所有台数、中継施設、民間委託の現状、既存リサイクル業者（リサイクルやコンポストの市場概要、実施状況等）、有害化学物質の管理・届出状況、インフォーマルセクターの活動状況、廃棄物管理施設維持管理状況、市内の不法投棄による問題、住民への普及啓発活動
 - (i) 産業廃棄物（主要工場における産業廃棄物の管理・収集状況、産業廃棄物の種類別発生量、収集・運搬、処理方法）
 - (j) 医療廃棄物（主要病院における医療廃棄物の管理・収集状況、医療廃棄物の種類別発生量、収集・運搬、処理方法）
 - (k) 他ドナーの廃棄物管理分野における活動状況とそこから得られる教訓の整理

イ) 質問票（案）の作成

各自治体や政府機関、他ドナー等の関係機関向けに英文で質問票（案）を作成する。作成した質問票（案）は JICA 関係部署の確認後、JICA スリランカ事務所を通じてスリランカ側関係機関へ送付する。

ウ) インセプションレポートの作成

「ア）廃棄物管理分野の現状確認調査」の結果を踏まえ、インセプションレポート案（英文及び和文）を作成し、JICA 関係部署と協議を行った結果を反映する。なお、英文は現地調査時の説明に利用するため、調査方針及び調査方法を中心に、10 ページ以内の要約とする。

(2) 第1次現地調査

ア) インセプションレポートの説明及び協議

インセプションレポートの調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項について、スリランカ側関係機関（GEA、MDE、MoBPPLGD、NSWMS、関係自治体）に説明し、内容の協議及びスリランカ側が認識している課題の確認を行う。また、既存資料を用いて 30 都市を対象としたレビュー調査の結果を説明し、追加情報収集の要否を確認する。スリランカ側関係機関から調査対象都市の入れ替えについて要望が出された場合は、JICA 関係部署の意向を確認した上で、適宜要望に応じて入れ替えを行い、調査対象となる 30 都市を確定する。そして、これらの協議結果を反映し、最終化したインセプションレポートを JICA 地球環境部に提出する。

イ) 廃棄物管理分野の情報収集・現状確認及び支援ニーズの確認

上記「(1) 第1次国内調査 ア) 廃棄物管理分野の現状確認調査」で収集・分析した情報、及び「(1) 第1次国内調査 ウ) インセプションレポートの作成」で作成したインセプションレポートに基づき、スリランカ側関係機関（GEA、MDE、MoBPPLGD、NSWMS、関係自治体、NGO、他ドナー等）から、送付した質問票の回収

及び関係者へのヒアリング等により必要な情報を収集する。また、情報収集・現状確認の結果を踏まえて、支援ニーズを確認する。

特に中央政府の関係機関に対しては、廃棄物管理分野において中央政府が行っている業務及び地方自治体に対して行っている支援の内容とその課題を明らかにするために以下の項目について調査を行う。なお、第1次国内調査で情報収集が不足している項目及び以下の項目については、現地再委託により情報収集を行うことを可とする。

(a) 地方自治体の財政に対する中央政府の関与

中央政府から地方自治体へ予算を移転する措置の有無、ある場合は移転する対象や移転する予算額の算出方法

(b) 地方自治体の組織、定員に対する中央政府の関与

(c) 地方自治体への資金支援制度（ピリサルプログラムを含む）

廃棄物管理に関する（または廃棄物管理を含む）中央政府から地方自治体向けの補助・融資制度に関する対象、資金支援方法、手続（申請・承認のプロセス、承認後の資金移転経路を含む）予算額、実績等

(d) 地方自治体への技術支援制度

中央政府から地方自治体への資金面以外の廃棄物管理に係る支援制度（セミナーや研修を含む）

(e) 中央政府による地方自治体の廃棄物管理の状況把握

（NSWMSGによるものを含む）

(f) 政策の実施

「廃棄物管理国家政策」に基づいて中央政府関係機関の各部局が実施している業務の整理

(3) 第2次国内調査

ア) 優先都市（案）（10都市程度）及びその選定根拠の提示

第1次現地調査の結果を踏まえ、支援ニーズが確認された分野及びその背景、並びに優先都市（案）（10都市程度）及びその選定根拠について取りまとめ、JICA関係部署に対し説明し、内容の了承を得る。

イ) 追加情報収集項目の検討及び詳細調査方針の協議

第2次現地調査の調査方針及び調査内容を検討の上、第2次現地調査の調査計画案を作成し、JICA関係部署と協議を行う。

(4) 第2次現地調査

ア) 第2次現地調査の調査計画案の説明及び協議

調査計画案について、スリランカ側関係機関（CEA、MDE、MoBPPLGD、NSWMSG、関係自治体）に説明し、現地調査対象となる優先都市案を含む調査計画案に関する協議を行い、スリランカ側関係機関との間で調査計画案について合意する。

イ) 優先都市における情報収集

スリランカ側関係機関との合意内容を踏まえて、関係機関に対する追加情報収集に加えて、優先都市の地方自治体及び関係機関に対する情報収集を行う。現段

階で想定される優先都市での現地調査項目は以下のとおりであり、現地再委託により調査を行うことを可とする。

(a) 廃棄物管理分野に関する詳細調査

- ① 制度（清掃、汚物、または廃棄物管理に関する条例を含む）、政策（自治体の開発計画、市長の廃棄物管理に関する発言を含む）
- ② 廃棄物管理の計画
- ③ 組織（関係部局とその業務（出先を含む）、人員（定員と実員）、組織内の監督方法、人事管理状況を含む）
- ④ 財政（自治体全体の予算額、廃棄物管理の予算と執行額、並びにそれらの内訳（3年程度）、投資予算と経常予算、料金、中央政府からの補助金等）
- ⑤ 民間活用（対象業務、業者選定・監督方法）
- ⑥ 廃棄物量・組成（関係部局が把握しているデータと下記のごみ量ごみ質調査の結果との比較分析）
- ⑦ 家庭・事業場から廃棄物集積所までの排出方法
- ⑧ 収集運搬方法（集積所の形態、車両への積み込み方法）
- ⑨ 収集運搬車（収集車のタイプ別所有台数、稼働台数、運行記録、平均走行距離、維持管理・修理の方法）
- ⑩ リサイクル活動の把握状況
- ⑪ 住民対応の状況
- ⑫ 他ドナーの廃棄物管理分野における活動状況
- ⑬ 廃棄物管理に関する好事例の有無

(b) ごみ量・ごみ質調査

地方自治体が収集運搬義務を担っている一般家庭及び事業所から排出された廃棄物を対象として、ごみ量・ごみ質調査を行う。ただし、本調査は優先都市全体のごみ量と主な組成を推定することを目的とするものであり、効率的な調査が求められる点に留意すること。また、調査結果について既存の調査結果があれば比較分析を行う。調査に際しては、以下の項目に留意する。

① ごみ量調査

主要排出源ごとの発生原単位を測定し、対象地域全体の発生量を計算する。また、最終処分場へのごみの搬入量を測定する。なお、発生ごみ量には現在分別されている資源物及び自家処理ごみ量を含む場合と含まない場合の両方を測定する。

② ごみ質調査

ごみ量調査において、計量が終了したごみ量サンプルを回収・縮分して、主要排出源ごとのサンプルのごみ質を分析する。また、ごみ質調査の結果から、再利用可能資源の混入率、低位・高位発熱量を推定する。

(c) 最終処分場調査

- ① 現存最終処分場の現状及びその周辺状況
埋立方法・構造、覆土実施状況、土地所有、残余面積、周辺状況（浸出水の状況を含む）、ウェイトピッカーの状況等
- ② 現存最終処分場の運営管理状況

運営管理人員、埋立機材及び整備状況、計量等の車両出入り管理状況、直接搬入ごみの把握状況、機材の運転方法、機材運転手の監督方法等

- ③ 最終処分場へのごみの搬入量
- ④ 新規最終処分場候補地の地質・地勢調査の実施状況
- ⑤ 新規最終処分場候補地を対象とした環境影響評価調査の実施状況
- ⑥ 新規最終処分場の選定状況

(d) 住民意識調査

現在の廃棄物収集・運搬システムの利用状況及び満足度、分別収集に対する協力度、並びに廃棄物収集料金に関する支払意志等を確認するため、住民に対しインタビュー調査を実施する。

(5) 第3次国内調査

ア) 第2次現地調査を踏まえた課題の特定及び本邦の関係機関が有する技術・経験に関する情報収集

第2次現地調査結果を踏まえ、優先都市における課題を特定し、資金協力及び技術協力に関する今後の支援の可能性及び支援策を検討する。また、提示された今後の支援策(案)に関連して、日本の自治体や企業が有する技術、取り組み経験について情報収集し、当該技術の現地適用可能性の検討や取り組み経験から得られる教訓の抽出を行う。

イ) ドラフト・ファイナルレポートの作成及び技術協力の可能性の協議

これまでの調査結果を踏まえ、今後の支援の可能性及び支援策(案)を検討した結果を整理し、ドラフト・ファイナルレポート(案)として取りまとめ、JICA関係部署に対し説明・協議する。協議結果を踏まえドラフト・ファイナルレポート(案)を修正する。

(6) 第3次現地調査

ア) ドラフト・ファイナルレポートの説明・協議

これまでの調査結果を反映したドラフト・ファイナルレポートをスリランカ側実施機関に説明し、内容について協議した上で基本的了解を得る。また、得られたコメントはファイナルレポートに反映させる。

(7) 第4次国内作業

ア) ファイナルレポートの作成

第3次現地調査結果を踏まえ、これまでの調査結果を整理し、ファイナルレポートとして取りまとめる。ドラフト・ファイナルレポートからの修正箇所については、予めJICA関係部署に対し説明し、了承を得る。

8. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する調査報告書等は以下のとおりであり、JICA地球環境部に提出する。尚、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 15 日以内	和文：5 部
インセプションレポート (ICR)	業務開始から約 1 ヶ月 後	和文：5 部 英文：20 部 CD-R：3 枚
ドラフト・ファイナルレポート (DFR)	業務開始から約 6 ヶ月 後	和文：3 部 英文：20 部 CD-R：3 枚
ファイナルレポート (FR)	業務開始から約 7 ヶ月 後	和文：5 部 英文：20 部 CD-R：3 枚

(2) 報告書の仕様等

- ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記載すること。
- イ) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書と資料編の項目の照合が容易に行われるよう工夫を施すこと。
- ウ) 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- エ) 可能な限り表や図を用いること。
- オ) 調査対象機関との協議に係る議事録は、報告書に添付して提出する。
- カ) 報告書で用いられる通貨換算率とその適用月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。
- キ) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ク) ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- ケ) 報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照する。
- コ) 成果品等については JICA スリランカ事務所へ電子データも提出すること。
- サ) 英文の報告書等の作成に当たっては、国際的に通用する英文により作成するとともに、ネイティブスピーカー等の校閲を受け読みやすいものとする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は2015年7月中旬に開始し、2015年8月上旬より第1次現地調査、2015年10月上旬より第2次現地調査、2016年1月下旬より第3次現地調査を行い、ファイナルレポートを2016年2月下旬に提出する。なお、作業工程について、より合理的な提案がある場合、理由を付した上でプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：約12.5 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 総括／廃棄物管理計画（2号）
- イ) 最終処分場計画（3号）
- ウ) 中間処理／3R
- エ) 廃棄物収集・運搬
- オ) 環境社会配慮
- カ) 財務／経済分析

3. 相手国の便宜供与

本業務は、スリランカ側からの特別な便宜供与は想定していない。ただし、本業務実施にあたり、JICAスリランカ事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じてJICAスリランカ事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

4. 参考資料

<閲覧資料>

(1) 本業務に関する以下のプロジェクト関連資料が、JICA図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) に公開されている。

- ・全国廃棄物管理支援センター能力向上プロジェクト(技術協力プロジェクト、

2007年－2011年)

- ・ 地方都市環境衛生改善計画調査（開発調査、2002年－2003年）
- ・ 廃棄物処分場における地域特性を活かした汚染防止と修復技術の構築（SATREPS, 2011年－2016年）
- ・ 開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のために：社会全体の廃棄物管理能力の向上をめざして（2005年）

(2) 上記技術協力プロジェクトの事後評価報告書が以下のウェブサイトに公開されている。

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_0602666_4_f.pdf

(3) 上記 SATREPS プロジェクトの関連情報は、以下の国立研究開発法人科学技術振興機構のウェブサイトにも公開されている。

http://www.jst.go.jp/global/kadai/h2205_srilanka.html

(4) 以下のサイトに本業務に関連する事業概要が公開されている。

- ・ スクリュー型コンポストプラントによる有機性廃棄物・農業廃棄物のリサイクル事業 [中小企業海外展開支援事業（普及・実証事業）]

http://www2.jica.go.jp/ja/sme_support/document/126/a1421929429545.pdf

<配布資料>

CEA から出されたプロジェクト提案書

5. 現地再委託

本業務においては、現地調査の一部の項目を経験・知見を豊富に有する現地機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを可とする。

現時点で再委託を想定している項目及びその内容は下記のとおり。その他にも再委託により経済的かつ効率的に業務を実施できる項目が想定される場合、プロポーザルにて提案することを認める。

(1) 廃棄物管理分野の現状確認調査

(2) ごみ量・ごみ質調査（1都市あたり）

ア) 調査対象とする発生源とサンプル数は以下の通り

家庭(12サンプル)、レストラン(4サンプル)、市場(2サンプル)、
公共施設(1サンプル)、道路清掃(1サンプル)、公園(1サンプル)

イ) 各サンプルについて、連続8日間のサンプリング調査を行い、1日目は試験的に実施し、2日目以降を有効データとする。

ウ) 発生源毎の排出量については、同時に収集する発生源の情報（居住者数、施設数、面積等）を用いて算出する。

エ) 上記のごみ量調査において計量が終わったサンプルを回収・縮分して、発生源毎のごみ質を分析する。また、ごみ質調査の結果から、再利用可能資源の混入率、低位・高位発熱量を推定する。

オ) 最終処分場へのごみの搬入量を測定する。

(3) 最終処分場調査

ア) 調査対象とする現存最終処分場は1都市あたり1か所とする。

イ) 調査項目については「7. 業務の内容、(4) 第2次現地調査、イ)」に記載のとおり。

(4) 住民の意識調査

ア) 現在の廃棄物収集・運搬システムの利用状況及び満足度、分別収集に対する協力度、並びに廃棄物収集料金に関する支払意志等を確認するため、住民に対しインタビュー調査を実施する。

イ) 調査対象世帯は、地域特性を考慮して1都市あたり200世帯を選定する。

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所、在スリランカ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上